

横断図

- ・仮復旧、本復旧の舗装構成を明示すること。
- ・舗装構成は、対象道路の舗装構成とすること。(当町建設課と要協議)
- ・仮復旧から本復旧までは、必ず3ヶ月以上空けること。
- ・車道部は仮復旧でも、(13)-50は絶対に使用しないこと。
- ・発生土埋戻は絶対に行わないこと。(発覚した場合には、再施工を命じる。)
- ・縮尺は任意とする。

